

議案第96号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の131の項を次のように改める。

131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合において、新築しようとするときは1(1)イ又は1(2)イに掲げる額、増築し、又は改築しようとするときは2(1)イ又は2(2)イに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合 (1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認</p>	認定申請のとき。
-----	---	--------------------	---	----------

書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

イ 100平方メートル以内のもの

7,100円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

13,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

22,000円

ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

32,000円

ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

57,000円

ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

94,000円

ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの

161,000円

チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

190,000円

リ 30,000平方メートルを超えるもの

203,000円

(2) (1)以外の場合

イ 100平方メートル以内のもの

			<p>52,000円</p> <p>ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 122,000円</p> <p>ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円</p> <p>ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386,000円</p> <p>ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 691,000円</p> <p>ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円</p> <p>ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,198,000円</p> <p>チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 3,140,000円</p> <p>リ 30,000平方メートルを超えるもの 3,847,000円</p> <p>2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 (1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の</p>	
--	--	--	---	--

床面積の合計に応じ、  
それぞれ次に掲げる  
額

(1) 申請に併せて1

(1)に規定する書類  
が提出された場合

イ 100平方メ  
ートル以内のも  
の

10,000円

ロ 100平方メ  
ートルを超え、

500平方メ  
ートル以内のもの

19,000円

ハ 500平方メ  
ートルを超え、

1,000平方  
メートル以内の  
もの

33,000円

ニ 1,000平  
方メートルを超

え、2,500  
平方メートル以  
内のもの

47,000円

ホ 2,500平  
方メートルを超

え、5,000  
平方メートル以  
内のもの

85,000円

ヘ 5,000平  
方メートルを超

え、10,00  
0平方メートル  
以内のもの

140,000  
円

ト 10,000  
平方メートルを

超え、20,0  
00平方メ  
ートル以内のもの

242,000  
円

チ 20,000  
平方メートルを

超え、30,0  
00平方メ  
ートル以内のもの

284,000  
円

リ 30,000  
平方メートルを

超えるもの  
304,000  
円

(2) (1)以外の場合

			イ 100平方メートル以内のもの 78,000円	
			ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円	
			ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 293,000円	
			ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 579,000円	
			ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円	
			ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,782,000円	
			ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,296,000円	
			チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,710,000円	
			リ 30,000平方メートルを超えるもの 5,770,000円	

別表第1の132の項中「、1(2)又は1(3)」を「又は1(2)」に、「前項の1(1)イ、

1(2)イ又は1(3)イ」を「同項の1(1)イ又は1(2)イ」に、「前項の2(1)又は」を「同項の2(1)又は」に、「前項の2(1)イ」を「同項の2(1)イ」に改め、「を当該建築物における申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同表の133の項中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2, 100円」を「2, 300円」に改め、同表の134の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の世田谷区手数料条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の132の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例別表第1の132の項中「、1(2)又は1(3)」とあるのは「又は1(2)」と、「、1(2)イ又は1(3)イ」とあるのは「又は1(2)イ」と読み替えるものとする。